（組織）

第一条　旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員五人以内で組織する。

2　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（以下「法」という。）附則第十六条第一項の政令で定める日までの期間とする。

2　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第四条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第五条　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第六条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第七条　委員会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房において処理する。

（委員会の運営）

第八条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

（この政令の失効）

2　この政令は、法附則第十六条第一項の政令で定める日限り、その効力を失う。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十九号

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに同法第一条、第三条及び第四条並びに附則第十二条及び第十六条第一項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十八条）
第二章　経過措置（第十九条―第二十四条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（道路運送車両法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人原子力安全基盤機構」を削る。

一　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条

二　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

三　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号

四　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

五　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

六　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

七　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

八　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第十五号中「独立行政法人原子力安全基盤機構法」を「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号。以下「原子力安全基盤機構解散法」という。）附則第十条の規定によりなおその効力を有することとされる原子力安全基盤機構解散法附則第二条の規定による廃止前の独立行政法人原子力安全基盤機構法」に、「独立行政法人原子力安全基盤機構の」を「原子力安全基盤機構解散法第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「旧独立行政法人原子力安全基盤機構」という。）の」に改め、同条に次の一号を加える。

四十二　原子力安全基盤機構解散法附則第六条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧独立行政法人原子力安全基盤機構の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。

百五十九　旧独立行政法人原子力安全基盤機構

第九条の四に次の一号を加える。

百三　旧独立行政法人原子力安全基盤機構（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第三条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第三号中「第六十八条第十五項若しくは第十六項」を「第六十八条第十項若しくは第十一項」に改める。

第五十九条中「第六十七条第五項」を「第六十七条第四項」に改める。

第六十条第一項中「二百二十四人」を「二百八十二人」に改め、同条第二項中「二百二十二人」を「二百三十六人」に改め、同条第三項中「四十人」を「四十三人」に改める。

第六十一条中「第六十八条第十三項」を「第六十八条第八項」に、「同条第十八項」を「同条第十三項」に改める。

別表第一の八十五の項イ中「承認容器」を「法第五十九条第三項の承認を受けた容器（以下この項において「承認容器」という。）」に改め、同表の八十六の項中「又は独立行政法人原子力安全基盤機構」を削る。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

五　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の規定に基づく特別の手当

第四十三条第一項第九十三号を次のように改める。

九十三　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構

第四十三条第二項第五十一号を次のように改める。

五十一　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構